

かからない
うつさない

インフルエンザに備えて

インフルエンザは、予防が重要 感染予防の三原則

飛まつ感染を防ぎましょう
咳エチケットを守りましょう。

接触感染を防ぎましょう
せっけんでこまめに手洗いしましょう。

感染症への抵抗力をつけましょう
十分な睡眠、規則正しいバランスの取れた食事、適度な運動、こまめな水分補給が大切です。

インフルエンザにかかったかな？と思ったら

急な発熱、咳やのどの痛み、筋肉痛などの症状があり、感染したかなと思ったら、必ずマスクをして医療機関を受診してください。

薬を処方されたら指示通りに最後まで服用してください。

熱が下がってもインフルエンザの感染力は残っていて、周囲の人に感染させる可能性があります。個人差はありますが、熱が下がってから2日間は外出を避けましょう。



新型と季節性に対応

～インフルエンザ予防接種～

今シーズンは、「新型インフルエンザ」と「季節性インフルエンザ」の両方に対応できるワクチンを接種することができるようになりました。

市内各医療機関で接種が開始されています。接種の優先順位はありませんので、接種を希望する方は各医療機関へお問い合わせください。

市外医療機関での接種希望の方は、事前に保健介護課へ確認ください。

生活保護・市県民税非課税世帯の方は、事前に申請いただくことにより、接種費用免除を受けることができます。12月28日(火)までに保健センターで手続きをしてください。

問い合わせ 保健介護課 健康支援係 ☎ 65-0703 ☎ 63-4085

日本脳炎2期 予防接種について

日本脳炎は蚊が媒介する感染症です。現在1期(3歳児〜7歳6か月未満)のお子さんは希望により予防接種を実施しています。また2期(9歳〜12歳)の方も、希望により予防接種を受けることが可能となりました。2期対象者で、接種を希望される場合は、母子健康手帳をお持ちの上、保健センターへお越しください。必要な予診票を交付します。(電話受付および郵送は行いません。)

問い合わせ
保健介護課 健康支援係
☎ 65-0703
☎ 63-4085



※国においては2期接種対象者に、積極的な接種勧奨を行っていません。
※1期接種を3回目(追加)まで完了していない方については、2期の対象年齢内で不足分を接種することが可能です。

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では11月を「ねんきん月間」とし、皆さんに正しく年金制度を理解していただき、年金の重要性を再認識していただく機会と位置付けています。

年金保険料の未納期間があると、将来受け取る老齢基礎年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。

また、万が一の際の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなる場合もあります。

そうならないためにも、保険料は納付期限内に納めましょう。

なお、経済的な理由等で納付困難な場合は、保険料の免除制度に該当する場合がありますので、ご相談ください。

問い合わせ

草津年金事務所 国民年金課
☎ 077-567-2220
お客様相談室
☎ 077-567-1311
市保険年金課 国保年金係
☎ 65-0688 ☎ 63-4618

